

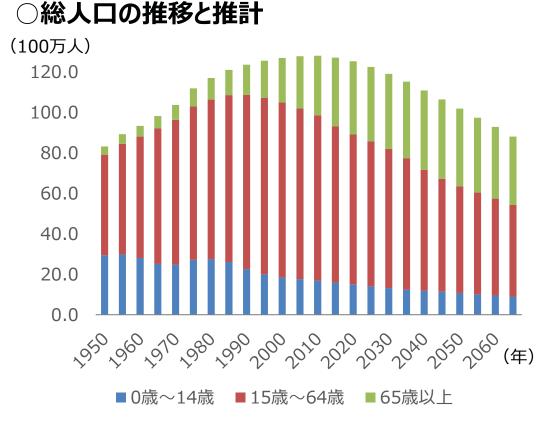
地域経済の現状・課題と 今後の検討に当たっての論点

令和2年4月28日 地域経済産業グループ 中小企業庁

人口減少、国内需要の減少・変化

我が国の人口の推移と推計

- 我が国の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2048年に1億人を割り込み、2060年には8,674万人まで減少する見込み。高齢人口の占める割合も増加していく(2015年:26.7%→2040年:35.4%)。
- 2035年から2040年にかけて、1,682[※]のうち、1,646の市区町村で人口が減少すると 予測されている。
 ※福島県においては全県での推計のみ実施しているため、市区町村数(59市町村)は含まれていない。



○都道府県別に見た、2040年の人口 (2015=100 として指数化)

①指数上位5都県

東京都	101.8
沖縄県	101.3
愛知県	94.5
神奈川県	93.6
埼玉県	92.5

②指数下位5県

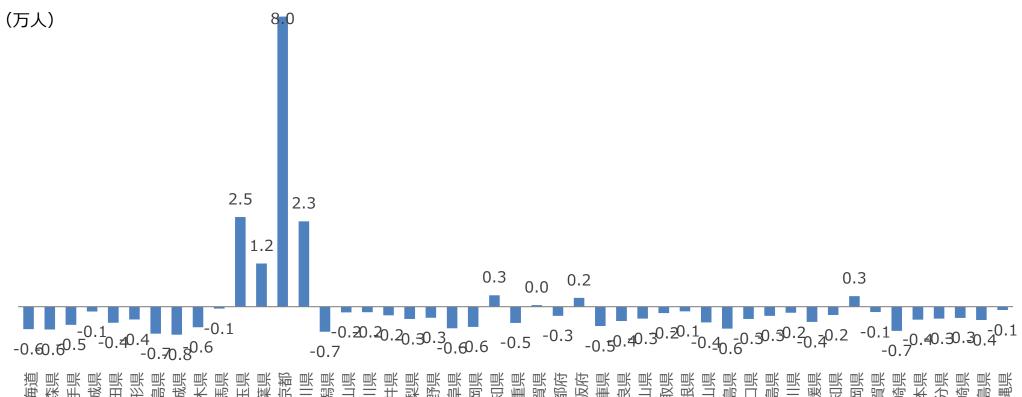
福島県	74.5
山形県	74.2
高知県	73.7
青森県	69.5
秋田県	65.7

出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

地域からの人口流出

- 都道府県別の転入超過数をみると、転入超過となっているのは東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、愛知県、福岡県、大阪府及び滋賀県の8都府県。
- 残りの39道府県は転出超過。

◆ 都道府県別転入超過数(2018年)



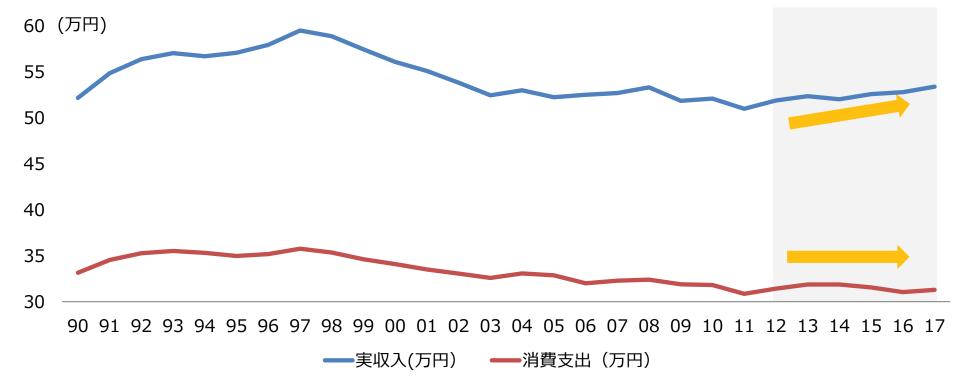
群馬県 富山県 和歌山県 栃木県 千葉県 神奈川県 新潟県 石川県 福井県 山梨県 静岡県 愛知県 滋賀県 兵庫県 奈良県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 世口田 徳島県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 埼玉県 長野県 三重県 京都府 大阪府 香川県 愛媛県 福岡県 岐阜県

出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告」

勤労者世帯の家計収支

- 勤労者一世帯あたりの家計収支を長期時系列でみると、実収入、消費支出ともに 1990年代後半にピークアウト。
- また、近年の景気回復局面(2012年11月以降)※では、実収入が増加しているのに 対して、消費支出は横ばい傾向。 ※直近のコロナウィルス感染拡大の影響を受ける前まで

○勤労者世帯の家計収支※の長期時系列



出典: JILPT「早わかり グラフでみる長期労働統計 |

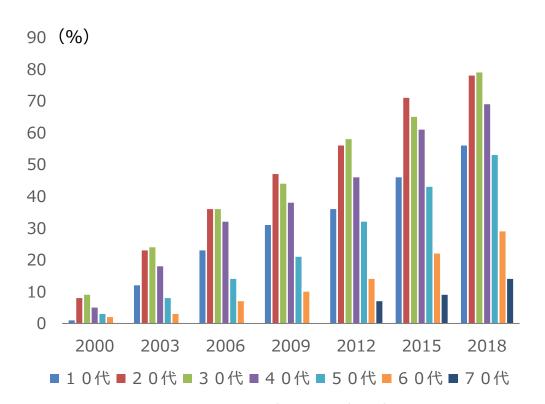
※データは総務省「家計調査」の、全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を除く)1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出。

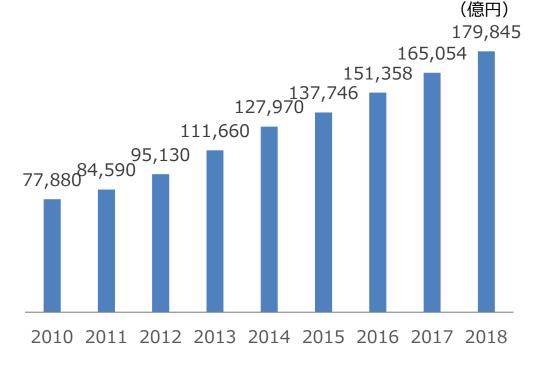
消費行動の変化(リアルからネットへ)

- インターネットショッピング利用者は、いずれの年代でも着実に拡大。特に、20代・30代のインターネットショッピングの利用割合は、8割近くに達している。
- 国内のEC市場規模も一貫して拡大しており、2018年では約18兆円規模と推計されている。

◆ インターネットショッピングを利用する人の割合

◆ 日本のEC市場規模





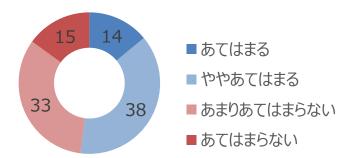
出典: NRI「生活者1万人アンケート調査」、経済産業省「平成30年度 電子商取引に関する市場調査」

消費行動の変化(モノ消費からコト消費へ)

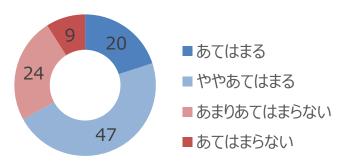
アンケート調査によれば、近年の消費者の行動として、モノへの執着はなく、モノの所有には消極的である一方で、旅行や学習、エステ、マッサージなど、いわゆるコトには強いニーズがあることが確認できる。

◆ 消費行動に関するアンケート調査(2015年)

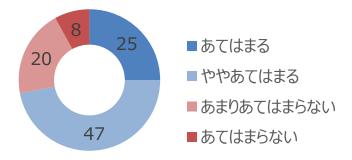
①家にモノがあふれていてこれ以上持ち物を増やしたくない



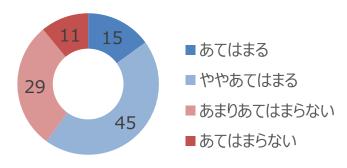
②欲しいモノはあるが「今すぐ買いたい」とまでは思わない



③習い事・資格取得・留学など「学び」にお金を費やすのは 有益だと思う



④マッサージ・エステ・ジムなど「体のメンテナンス」にお金を費やすのは有益だと思う

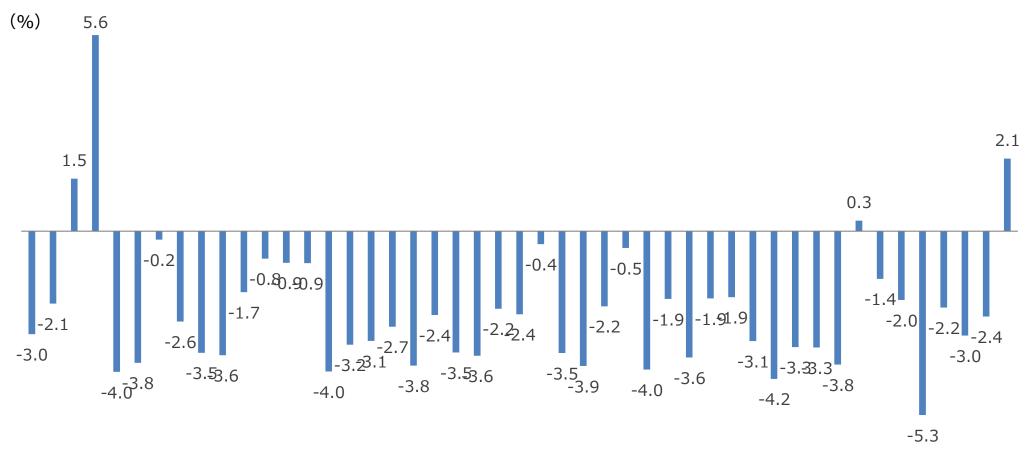


出典:株式会社ジェイアール東日本企画「普段の生活に関する定性調査及び定量調査(2015)」

人口減少、需要減少等に伴う供給体制の縮小

事業所数の増減率

- 大半の都道府県で事業所数は減少している。
- ◆ 事業所数の増減率(2012年-2016年)



熊本県 宮城県 山形県 福島県 群馬県 東京都 新潟県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 鳥取県 徳島県 香川県 福岡県 佐賀県 長崎県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 山梨県 島根県 岡山県 広島県 一口一点 愛媛県 高知県 長野県 神奈川県 和歌山県

出典:総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

小売事業者数、商店街数等の減少

● 小売全体の売上、事業所数、従業員数は減少傾向。さらに、小売全体よりも、商店街の 事業所の方が大きく減少している。

		2007年	2014年 (※1)	変化率 (2007年-2014年)
小売全体		135兆円	122兆円	▲ 9.6%
売上 (年間販売額)	うち商店街 (※2) (割合)	53兆円 (39%)	45兆円 (37%)	▲ 15.1%
	小売全体	114万店	78万店	▲ 31.6%
事業所数	うち商店街 (割合)	43万店 (38%)	28万店 (36%)	▲34.9%
小売全体		758万人	581万人	▲ 23.4%
従業員数	うち商店街 (割合)	294万人 (39%)	215万人 (37%)	▲26.9%
商店街数		12,568	12,681	+0.9%
• -	参考) BGDP	532兆円	514兆円	▲ 3.4%

^{※1} 調査方法の変更により2007年以前とは接続しない。

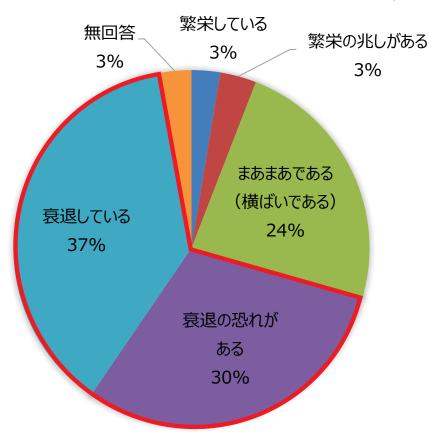
^{※2 「}商店街」は都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、近隣商業地域及び商業地域であって、商店街を形成している地域をいう。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業が近接して30店舗以上あるものをいう。なお、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル(駅ビル、寄合百貨店等)も、原則として一つの商業集積地区とされている。

(参考)商店街の最近の景況

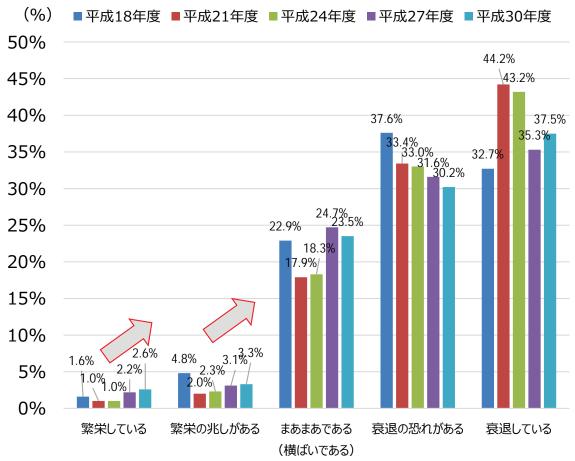
- 最近の景況について、商店街の約7割が「衰退の恐れがある」「衰退している」との回答。
- 一方で、近年、「繁栄している」「繁栄の兆しがある」がわずかに増えつつあり、これらの商店街では、賑わいの場の提供といったコミュニティへの貢献や、インバウンドの新たな需要の獲得など、前向きな取組を実施している傾向がある。

商店街の最近の景況(平成30年度)

(n=4,033)



商店街の最近の景況(年度ごとの推移)



資料:各年度商店街実態調査(中小企業庁)

人口と各種機関の減少-総括表

● 行政機関や金融機関などの各種機関は、我が国の人口減少のトレンドと並行して減少している。

	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年	2018年
総人口(千人)	128,084 (100.0)	128,032 (100.0)	127,593 (99.6)	127,593 (99.6)	126,933 (99.1)	126,443 (98.7)
6歳-22歳人口(千人)	20,956 (100.0)	20,375 (97.2)	19,951 (95.2)	19,703 (94.0)	19,517 (93.1)	19,261 (91.9)
65歳以上人口(千人)	28,216 (100.0)	29,484 (104.5)	30,793 (109.1)	33,000 (117.0)	34,591 (122.6)	35,152 ^{*2} (124.6)
市区町村数(市区町村)	1,809 (100.0)	1,750 (96.7)	1,742 (96.3)	1,741 (96.2)	1,741 (96.2)	1,741 (96.2)
地公体職員数(人)	2,899,378 (100.0)	2,813,875 (97.1)	2,768,913 (95.5)	2,743,654 (94.6)	2,737,263 (94.4)	2,736,860 (94.4)
金融機関法人数(法人)	413 (100.0)	400 (96.9)	397 (96.1)	393 (95.2)	390 (94.4)	381 (92.3)
金融機関店舗数 ※1(店舗)	21,209 (100.0)	21,044 (99.2)	20,967 (98.9)	20,835 (98.2)	20,735 (97.8)	20,642 (97.3)
金融機関職員数(人)	406,523 (100.0)	413,945 (101.8)	406,607 (100.0)	403,700 (99.3)	406,845 (100.1)	398,690 (98.1)
小学校数(校)	22,476 (100.0)	22,000 (97.9)	21,460 (95.5)	20,852 (92.8)	20,313 (90.9)	19,892 (88.5)
中学校数(校)	10,915 (100.0)	10,815 (99.1)	10,699 (98.0)	10,557 (96.7)	10,404 (95.3)	10,270 (94.1)
高校数(校)	5,243 (100.0)	5,116 (97.6)	5,022 (95.8)	4,963 (94.7)	4,925 (93.9)	4,897 (93.4)
専修学校数(校)	3,401 (100.0)	3,311 (97.4)	3,249 (95.5)	3,206 (94.3)	3,183 (93.6)	3,160 (92.9)
短期大学数(校)	417 (100.0)	395 (94.7)	372 (89.2)	352 (84.4)	341 (81.8)	331 (79.4)
大学数(校)	765 (100.0)	778 (101.7)	783 (102.4)	781 (102.1)	777 (101.6)	782 (102.2)
病院数(院)	8,794 (100.0)	8,670 (98.6)	8,565 (97.4)	8,480 (96.4)	8,442 (96.0)	8,412 ^{**2} (95.7)
病床数(床)	1,609,403 (100.0)	1,593,354 (99.0)	1,578,254 (98.1)	1,568,261 (97.4)	1,561,005 (97.0)	1,554,879 ^{*2} (96.6)
介護老人福祉施設数(所)	6,015 (100.0)	6,202 (103.1)	6,590 (109.6)	7,249 (120.5)	7,705 (128.1)	7,891 ^{**2} (131.2)
介護施設定員数(人)	422,703 (100.0)	440,962 (104.3)	475,695 (112.5)	498,327 (117.9)	530,280 (125.4)	542,498 ^{*2} (128.3)

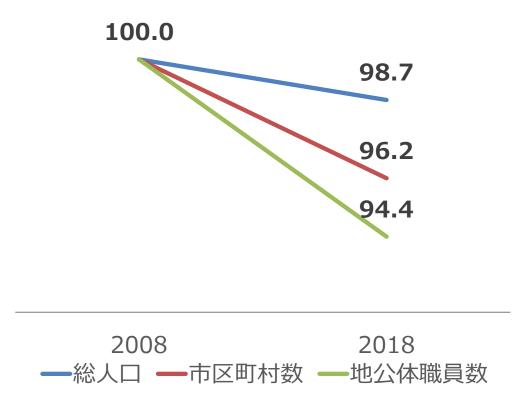
出典:各種統計、()内の数値は2008=100としたときの指数を表している。

^{※1} 特殊要因調整済みの値。

^{※2 2018}年の列に記載されている「65歳以上人口」、「病院数」、「病床数」、「介護老人福祉施設数」、「介護施設定員数」は2017年の値。

市区町村の減少

- 近年、総人口の減少以上に、市区町村数、地公体職員数が減少。
- 市区町村数: 1,809(2008年) ⇒ 1,741(2018年)
 地公体職員数: 2,899,378(2008年) ⇒ 2,736,860(2018年)
- ◆ 総人口、市区町村数、地公体職員数の推移 (2008=100に指数化)



出典:総務省「人口推計」、「地方公共団体定員管理調査」

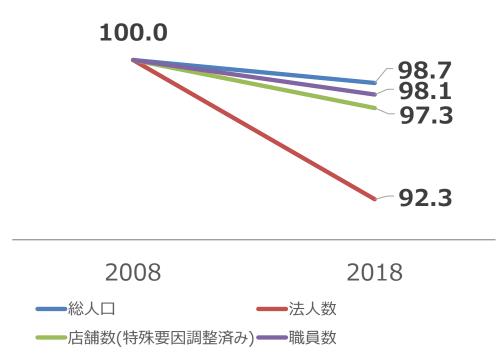
◆ 政府の取組・方向性

総務省の「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告では、以下のような記述あり。

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の 半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮 できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務 作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するス マート自治体へ転換する必要。
- 自治体行政において、標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
- 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って、標準化・共通化を実施する必要。
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを 支える機能が低下。自治体は、新しい公共私相互 間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビル ダー」へ転換が必要。

金融機関の減少

- 総人口に比して、金融機関の法人数、店舗数、職員数は減少傾向。法人数の減少は 顕著。
- 法人数:413(2008年) ⇒ 381(2018年)
 店舗数(特殊要因調整済):21,209(2008年) ⇒ 20,642(2018年)
 職員数:406,523(2008年) ⇒ 398,690(2018年)
- ◆ 総人口、金融機関の法人数、店舗数、 職員数の推移 (2008=100に指数化)



◆ 政府の取組・方向性

「成長戦略実行計画」(2019年6月21日閣議決定)では、地域銀行の経営統合については、統合により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組みを行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるよう、10年間の時限措置として、独占禁止法の適用除外を認める特例法を2020年の通常国会に提出することとされた。

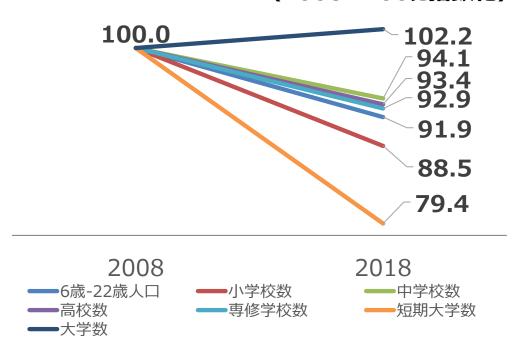
出典:預金保険機構「預金保険対象金融機関数の推移」、全国銀行協会「全国銀行の決算の状況」、信金中金地域・中小企業研究所「信用金庫統計」 法人数は、都銀、地銀、地銀 II、信託銀、信金の合計。店舗数・従業員数は、都銀、地銀、地銀 II、信託銀、新生銀行、あおぞら銀行、信金の合計。 13

教育機関の減少

● 若年人口に比して、小学校数は減少。

```
    小学校数: 22,476(2008年) ⇒ 19,892(2018年)
    中学校数: 10,915(2008年) ⇒ 10,270(2018年)
    高校数: 5,243(2008年) ⇒ 4,897(2018年)
    専修学校数: 3,401(2008年) ⇒ 3,160(2018年)
    短期大学数: 417(2008年) ⇒ 331(2018年)
    大学数: 765(2008年) ⇒ 782(2018年)
```

◆ 6歳-22歳人口、各種学校数の推移 (2008=100に指数化)



出典:文部科学省「学校基本調査」

◆ 政府の取組・方向性

「これからの小・中学校施設の在り方について報告書」 (平成31年3月学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)では以下の記述がある。

学校施設を含む公共施設の老朽化の進展や厳しい財政状況等を背景として、今後益々、公共施設を効率的に運用していくことが求められている。学校施設の整備に当たっては、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割を踏まえつつ、地域全体の公共施設の状況や今後の総人口・年代別人口の見通し等を踏まえ、他の学校等とのプールなどの施設・設備の共用・集約化や他の公共施設との複合化、余裕教室の活用等を検討することが重要である。

医療機関の減少

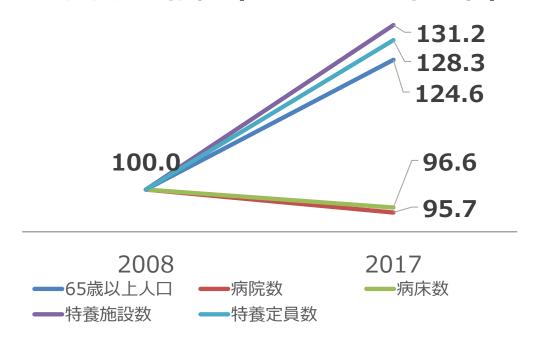
● 高齢人口に比して、病院数・病床数は減少。一方、特養の施設数・定員数は増加。

病院数: 8,794(2008年) ⇒ 8,412(2017年)
 病床数: 1,609,403(2008年) ⇒ 1,554,879(2017年)

介護老人福祉施設※数: 6,015(2008年) ⇒ 7,891(2017年)

〃 定員数:422,703(2008年) ⇒ 542,498(2017年)

◆ 65歳以上人口、病院数、病床数、特養の施設数・定員数の推移(2008=100に指数化)



◆ 政府の取組・方向性

「成長戦略実行計画」(2019年6月21日閣議決定)では、地域医療構想の実現に向けて、全ての公立・公的医療機関等に係る方針として、以下の内容が盛り込まれた。

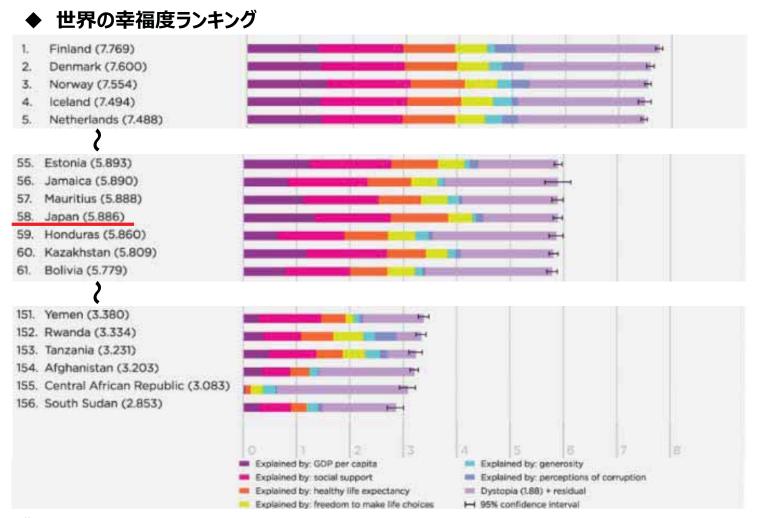
- 診療実績データの分析を行い、具体的対応方針 の内容が、民間医療機関では担えない機能に重 点化されること。
- 2025年において達成すべき医療機能の再編、病 床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象 区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援 を行うこと。
- 適切な基準を新たに設定した上で原則として 2019年度中(医療機関の再編統合を伴う場合 については、遅くとも2020年秋ごろまで)に対応方 針の見直しを求めること。

15

地域の閉塞感とスマート技術の 活用可能性

幸福度

- 国連の調査によると、1 位は2年連続でフィンランド。トップ5のうち半数を北欧諸国が 独占。
- 日本の順位は、毎年低下傾向で最新の順位は58位。



日本の順位の推移

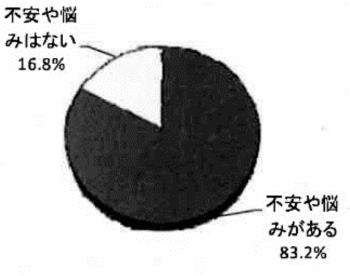
公表年	順位
2015年	46位
2016年	53位
2017年	51位
2018年	54位
2019年	58位

出典: World Happiness Report 2019; UN

地域住民の悩み

- 民間アンケート調査結果によると、自分や家族の悩みを抱える者は約83%。具体的な悩みは、「低収入・低賃金」、「ストレス」、「貯蓄・投資」等が上位を占める。
- 1人当たりの悩み数を見ると、東北の各県に悩みが多い傾向あり。一方、悩みが少ない 県は、大都市圏の都府県が多い傾向あり。

◆ 自分や家族の悩みの有無



◆ 具体的な悩み



◆ 1人あたりの悩みの数が多い都道府県

順位	都道府県	悩み数
1	秋田県	4.26
2	茨城県	3.96
3	徳島県	3.95
4	岩手県	3.93
- 4	山形県	3.93
6	静岡県	3.90
7	福島県	3,80
8	宮崎県	3.75
9	青森県	3,74
9	鳥取県	3.74
11	栃木県	3.63
12	福岡県	3.60
13	長野県	3.58
14	宮城県	3.56
15	大分県	3.54
16	長崎県	3,50
17	山梨県	3.48
18	新潟県	3.47
19	島根県	3.46
20	宮山県	3.44
21	高知県	3.43
22	香川県	3.39
23	沖縄県	3.36
24	福井県	3.35
25	鹿児島県	3.29

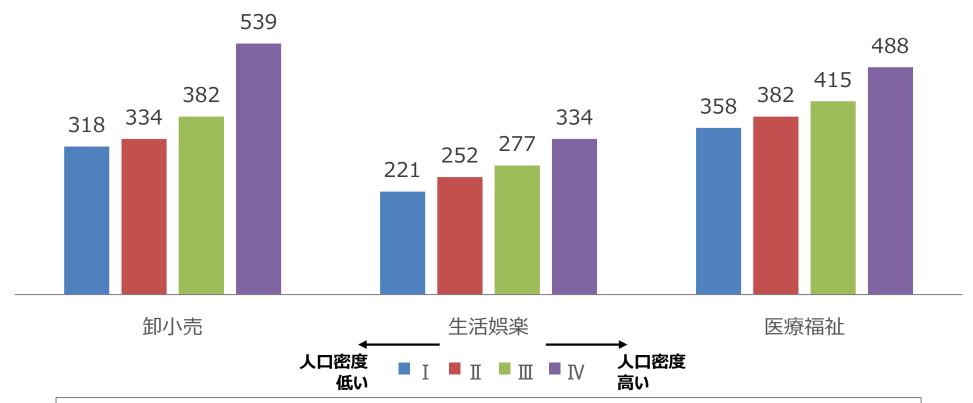
順位	都道府県	悩み数
26	京都府	3.28
27	干葉県	3.26
28	佐賀県	3.25
29	和歌山県	3,23
30	群馬県	3.19
31	岐阜県	3.17
32	北海道	3,16
32	熊本県	3.16
34	広島県	3.13
35	奈良県	3.11
36	岡山県	3.08
37	三重県	3.05
38	愛媛県	3:03
39	滋賀県	3,00
40	石川県	2.99
41	東京都	2.98
42	埼玉県	2.90
43	兵庫県	2.87
44	山口県	2.86
45	大阪府	2,82
46	神奈川県	2.74
47	愛知県	2.51
	平均	3.36

出典:ブランド総合研究所 地域版SDGs調査2019より

人口密度とサービス業の労働生産性

● 人口密度とサービス業の労働生産性との関係をみると、人口密度が低い場所に立地している事業所ほど、一人当たり付加価値額で測った労働生産性が低い。

◆ 人口密度とサービス業の労働生産性



- 1)総務省「2012経済センサス-活動調査」、総務省「統計でみる市区町村のすがた2015」により作成。
- 2) $I \sim IV$ は、市区町村を人口密度の低い順に並べ、最も低い1/4の市区町村をI、次の1/4をII、次の1/4をIII、最も高い<math>1/4をIVとして、グループ内の平均をとったもの。

出典:内閣府「地域の経済2015」

スマート技術活用例①: RPA (=Robotic Process Automation)

● 作業プロセスが明確な業務、繰り返し作業の多い業務等(例:情報収集、報告、申請処理業務など)について、事前に処理プロセスを組み、指定することで、人手に代わって、正確かつ自動で当該業務を処理する技術。

地域における取り組み例

出張旅費入力業務等の効率化(例:茨城県)

- 各県立学校の出張旅費の支払い事務は、各学校の 事務職員が、個別に総務事務支援システムに入力。
- 教員が作成する出張伺い・復命書のExcelデータを元に、事務職員の代わりに、RPA技術が出張旅費の支払い事務を実施。
- 旅費の支払業務の他、財務会計システム入力、国 民健康保険事業の資料確認業務、水産試験場漁 獲情報システムデータの処理業務にRPA技術を活用。
- 計4業務で平均86.5%の労働時間削減(2,768時間/年の削減を達成)。
- 今後は、紙業務の電子化とRPAでの情報処理の高度化を目指す。

ガス事業法に基づく報告徴収処理業務の効率化 (例:関東経済産業局)

- 事業者からの報告書の受領(年4回)、記載内容の確認、データの整理等に係る作業を自動化。
 - -RPA導入前の作業時間:約280時間 /1回あたり
 - -RPA導入後の作業時間:約 28時間 /1回あたり



- 年間約1000時間の削減を達成見込み。
- 空いた時間で、立入検査や事業者ヒアリング、企画立 案等の業務へ注力する環境整備や働き方改革を推 進。



スマート技術活用例②:LPWA(=Low Power, Wide Area)

- 長距離かつシンプルな情報の伝達が可能な無線通信技術で、低消費電力という特徴。
- 人手を雇うには費用対効果が釣り合わない業務等(例えば、簡便な動作切り替え、異常の検知や数値の変化等のお知らせ、オンーオフ等の動作の切り替え)について、人手に代わって当該業務を処理する技術。

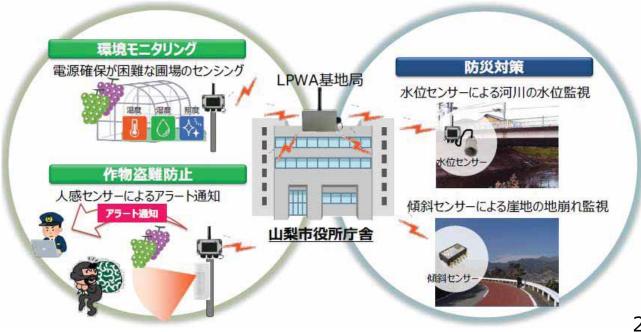
地域における取り組み例

LPWAネットワーク(Fukuoka City LoRaWan™)を活用した産業振興(例:福岡市)

- 日本最大規模のLPWAの通信基盤を構築し、実証実験を行う環境を整備。
- 防災、見守り、農業、交通、機器の保守点検等の様々な分野で、数十社の企業が参画し、ビジネス創出のためのコミュニティー作りが進み、技術者育成の仕組みも構築している。

山梨市アグリイノベーションLab (例:山梨市)

- 山梨市が、市全域にLPWAを整備し 「Lab(試験圃場)」と位置づけ、実証 実験及びビジネス検証フィールドを提供。
- 市の基幹産業である農業における課題 解決を図ることを目的として、ぶどうハウス 管理や農作物の盗難防止センサーによる アラート通知などのサービスを構築している。

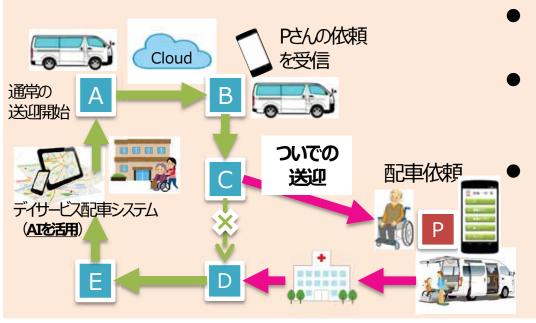


スマート技術活用例③:AI(=Artificial Intelligence)

●「人工的に作られた人間のような知能(東大・松尾豊教授)」、「人間の頭脳活動を極限までシミュレートするシステム(京大・長尾貢教授)」とAI研究者がそれぞれに定義(統一的な定義はない)。

地域における取り組み例

福祉事業所が保有する「送迎車」を活用した配車サービス「福祉Mover」(例:群馬県太田市)



- エムダブルエス日高は、自社開発した送迎システム「福祉 Mover」を利用し、福祉車両の相乗りサービスを展開中。
- デイサービスを利用している利用者(主に要支援・要介護認定を受けている利用者)を対象に外出機会を創出することで「認知症予防」や「廃用症候群※の予防」等を目指す。
- 「福祉Mover」の導入により、配車コストの低減や利用者へのサービス向上が期待されるとともに、社会福祉法人の地域における公益的な取組(責務規定)を満たすことも可能。

※廃用症候群=気づかぬうちに運動能力が衰え、自分で動くことが思うようにできなくなるなどの症状

来客層分析のためのAIカメラ(例:EBILAB社)

- 店頭や店内に設置したカメラにより、客層や購買動向の 情報を収集し、気象データ等とも連携させて、将来の来店 客数予測を行うAIソフトを開発。
- 売上向上や、仕入れの適正化に繋げ、経営に役立てる。



カメラによる入店率・購買率分析



カメラデータから自動で来店者数等を予測。 (画像出所)株式会社EBILAB資料を

スマート技術活用例4:ローカル5G(=5th Generation)

※今春より商用化開始

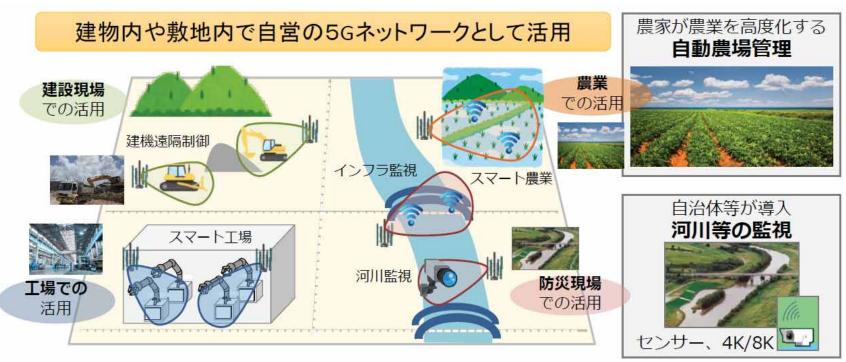
● 5 Gは「高速、大容量、低遅延、多端末接続」という特徴を有する第5世代移動通信システムのこと。特に「ローカル 5 G」は、都市部や地域、屋内等といった様々な利活用シーンで、自治体や地域の個別事業者が、自らの事業のために利用できる 5 Gシステムのこと。

地域における想定される取り組み例

(出典:総務省 地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証事業概要より抜粋)







東京都の事例(ローカル5Gの総務省への申請内容を東京都HPより転記)

- ●東京都立産業技術研究センターにローカル5G環境を整備し、中小企業の5G関連の新製品や新技術の開発に対するサポートを行う。
- ●あわせて、今後、国立大学法人東京大学及び東日本電信電話株式会社と連携してローカル5Gを活用したユースケースを創出し、様々なイノベーションの実現を図る。

これまでの地域経済産業政策と中小小売・商店街政策

地域経済産業政策の変遷

- 方針:「国土の均衡ある発展」、「地域間格差の是正」という目標の下、大都市圏に過度に集中した製造業を地方へ移転・分散。
- 施策:立法措置、固定資産税等の優遇税制、団地造成の借入金への利子補給、工場新増設への補助金等。

年代 法律 税制 予算 移転促進のための税 •工業団地造成利子補 工業再配置促進法(1972年) 1970年代 制(1974年) 給金(自治体向け) →国主導で都市の工場を地方へ移転・分散を促進。 ・石油危機により低成長時代。 →移転先の施設や設備 →自治体が特定地域に ・丁場地域の公害、都市問題 の加速度償却、固定 造成する工業団地に テクノポリス法(1983年) 資産税の減免 必要な借入金等の金 1980年代 →地域経済の自立化等の推進にむけて、産・学・住 利の一部を補填。 ・重化学工業から加工組立型 が調和したまちづくりの実現を目指した。国が指定し 産業へ産業構造の変化により、 た26地域内に176カ所の工業団地を整備。 ·工業再配置促進補助 地方の工業地帯へ立地が進 金(自治体や移転し 頭脳立地法(1988年) た企業向け) ・グローバル化の進展、東京に →地方の空洞化対策のため、都市に集中したハイテ →特定地域に工場が新 情報や金融等が集中。 ク・ソフトウェア産業の高次機能を地方へ配置適正 増設される際に補助。 化した。1994年までに国が26地域を指定。 ・後半はバブル経済により、株価 (いずれも1973年) や大都市圏の地価は上昇。 工場移転促進税制の 地方拠点都市法(1992年) 1990年代前半 改正(1992年~) →地方中核都市の整備促進、オフィスの東京一極集 ・バブル崩壊による企業立地の →工場跡地利用を促 中是正、地方圏の若年層の流出対策を目指し、 低迷。国内丁場の海外移転 進する優遇措置等を が進む(地方の空洞化) 44道府県に85地域を指定し、オフィス等の再配置 新設。 推進を進めた。

「備考):テクノポリス法:高度技術工業集積地域開発促進法、頭脳立地法:地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律、 地方拠点都市法:地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律

地域経済産業政策の変遷

- 方針:1990年台後半からは、地域を予め指定することなく、地域に集積した製造業への支援を通じた新産業創出・地域の自律的発展を支援。
 2010年代からは、地域経済の活性化・「稼ぐ力」の強化を目的として、地域経済を牽引する企業を支援。
- 施策:支援ネットワークの構築、各種補助金、設備投資税制等の税制優遇等

年代	取組内容		税制	予算
1990年代後半 ・バブル崩壊後の不況。円高による製造業の海外移転 ・有効求人倍率低下や開廃業率逆転など、経済活力の低下鮮明に。	新事業創出促進法 (1999年)/ 中小新事業活動促進法 (2005) →地域における支援環境の 構築	地域産業集積活性化 法 (1998年) →企業や工場が集中し ている産業集積を活 性化	・設備投資減税・試験研究税制の特例・土地保有税の非課税措置拡充	・産業インフラ整備、研究開発・人材育成予算の措置・新事業開拓助成金による創業支援等
2000年代 ・リーマンショック後の世界同時不況の発生。 ・ライフスタイル多様化。	産業クラスター政策 (2001年) →企業・大学・研究機関・ 自治体等が地理的に集 積し、相互連携により、 地域の強みを活かした新 産業の創出を目指す。	企業立地促進法 (2007年) →地域の主体的かつ計 画的な企業立地を支 援し、地域経済の自 律的発展を目指す。	・人材投資促進税制・立地企業への設備投資 促進税制	・ネットワーク形成、人材 育成、研究開発、施 設整備、販路開拓の 支援
2010年代 ・東日本大震災を始め、大規模災害が発生。 ・地方創生の取組の拡大、インバウンド増加	地域企業の事業高度化支援(地域企業イノベーション支援) (2016年~)	地域未来投資促進法 (2016年~) →地域の特性を生かし て、地域経済を牽引 する事業を促進。	•地域未来投資促進税制	・地域の産業構造の可 視化・地域企業の事業高度 化支援

中小小売・商店街関連政策の変遷

- 1970年代は、地域の中小小売業の事業活動の機会を保護する立法措置や融資を実施。
- 1990年代以降は、規制緩和や市街地の空洞化対策のための補助や立法措置を実施。

年代	取組内容	予算·税制 等			
1970年代	大店法(1973年) →地元の商工会等が大規模小売店舗の出 店にかかる商業調整を実施。	・中小企業振興事業 団 (現中小機構) による高度化融資			
1980年代		(ハード等の支援)			
1990年代	改正大店法※1 (1991年) →商業調整スキームの簡素化、自治体の独自規制の抑制等の規制緩和。 (※1:改正大店法、輸入品売場特例法、商業集積法、改正民活法、改正小振法を「大店法改正関連五法」 (※2:「まちづくり3法」)				
	 大店立地法*2 (1998年) →地域の生活環境保持のため大規模小売店舗の施設等への適正な配慮の確保。 は上都市計画法*2 (1998年) →大都市地域含む都市における中心市街地の空洞化対策 				
2000年代	 地域商店街活性化法(2009年~) →商店街が、地域一体でコミュニティづくりを促進、商店街の活性化、人材育成の強化を推進。 中活法改正(2006年) →中心市街地活性化に意欲的な市町村を重点的に支援 	・国による当初・補正予算等の措置・土地を譲渡した際の			
2010年代	都市再生特別措置法等改正(2014年) →商業機能を含む都市機能や居住の誘導区域 を設定し、コンパクトシティ形成を推進。 ・大田投資喚起の新制度創設	譲渡所得の特別控除、商業施設整備 に係る登録免許税の 軽減			

(備考) 大店法:大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律/大店立地法:大規模小売店舗立地法/輸入品売場特例法:輸入品専門販売売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律/商業集積法:特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法/改正民活法:民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律/改正小振法:中小小売商業振興法の一部を改正する法律/中活法:中心市街地活性化法

政策の振り返り(総括)

- 地域経済産業政策は、「製造業の都市から地方への移転・分散政策」から、1990年 代後半から、「地域事業者の支援による地域経済の自立的発展」へと本格的に重点を シフト。
- 中小小売・商店街関連政策は、国からの支援中心で戦後以降の「地域の中小小売業者の保護政策」に加え、1990年代を境に、「中小小売業やサービス業の集積地域への支援」を実施。2000年代からは、商店街による地域一体でのコミュニティづくり促進やインバウンドなどの環境変化に対応して活性化に取り組む商店街を支援するとともに、自治体のまちづくりと連携した中心市街地の商業活性化を支援。また、2014年以降は、商業機能を含む都市機能や居住の誘導を推進するコンパクトシティ政策と連携し中心部の商業施設等の整備を支援。

- 全国一律の支援策から、「地域の意思」を尊重した支援策にシフト。中小小売・商店街関連政策については、中心市街地の商業活性化や商店街によるコミュニティづくり促進など状況に応じた施策を実施してきたが、「人口減少」、「需要減少・変化」、「供給体制の縮小」、「地域の閉塞感」、「スマート技術の活用可能性」等を踏まえ、「地域の持続的発展」という視点で施策を講ずるには至っていない。
- しかしながら、今年度から新規に、中小企業等による地域・社会課題解決の実証事業を支援する「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業」を実施。

28

(参考) 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

^{令和2年度予算額} 5.0億円 (新規)

事業目的·概要

- 地域において過疎化が進む一方で、地域・社会課題は多様化・複雑化しており、地方公共団体やNPO法人等の地域内の関係主体だけで課題に対応していくことが困難になりつつある。
- このため、地域内外問わず、事業の実施主体となる中小企業等※が、地域内の関係主体と連携しつつ、地域・ 社会課題解決と収益性との両立を目指す取組み(「地域と企業の持続的共生」)を支援。

(※中小企業等:中小企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人)

具体的には、中小企業等(大企業との連携を含む)が、複数の地域に共通する地域・社会課題について、隣接地域を巻き込んだり、点在する地域を束ねたりするなどして、技術やビジネスの視点も取り入れながら一体的に解決しようとする取組みを支援。

課題解決プロジェクトの実証

- 中小企業等(大企業との連携を含む)が、自らもしくは複数社で連携し、
 - ①隣接した複数地域、または
 - ②点在する複数地域

から抽出して束ねられた課題解決の取組みや、付加価値を向上させる取組みを支援します。

補助率:2/3以内

補助対象:中小企業等に限る

補助上限:3,500万円

条件(対象者、補率等)

補助 (定額)

補助(2/3以内)





民間事業者等



民間事業者等 (プロジェクト実証事業者等)

今後の検討に当たっての論点

地域経済の現状・課題、政策の振り返り及び本研究会の検討視点

- 人口減少・少子高齢化が進む中、国内市場は縮小。国内の需要は減少する中にあって、供給体制も縮小。特に、地域住民向けのサービスを提供する行政等の各種機関では、効率化等を重視した統廃合が進みつつある。また、地域の中小・小売サービス業や商店街も衰退。
- コミュニティの機能が低下する中で、社会の閉塞感や個人の不安が高まり、国民の幸福 度は低下する傾向。
- 消費の量は伸びない一方で、消費行動には変化が見られる(リアルからネットへ、モノ消費からコト消費へ)。
- 地域住民向けサービス提供の機能を維持するためには、一定の「需要量の確保」が必要と考えられ、物理的な「供給体制の統廃合」以外の方法により、広域的に又は複合的に需要量を確保することも考えられるのではないか?

上記のような考え方を、本研究会の3つの検討視点

- ①地域の既存ハード等(商店街等)の利活用最適化
- ②スマート技術の地域での実装
- ③地域の人々の持続的発展(担い手/資金)に当てはめると、次のような論点を挙げることができる。

【論点】地域の既存ハード等(商店街等)の利活用最適化

- 従来の単一機能(例えば、物販)だけでは十分な需要を集められない地域の既存ハード(商店街等)であっても、地域の様々な需要に応える場として複合的な機能(行政、医療・介護、子育て・教育、その他生活関連サービス、社会的孤立から解消される居場所=サードプレイス*1等)を備えれば、ハードにとって持続可能な需要量を確保することも可能ではないか?
 - ※1:サードプレイスとは、コミュニティにおいて、自宅や職場とは隔離された、心地のよい第3の居場所を指す。 アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグによって提唱された考え方。ファーストプレイスは家、セカンドプレイス は職場や学校と定義されている。
- 既存ハードが、地域の多様な需要に応える(必要な複合的な機能が集約された)場への転換を図る取組に対し、どのような施策を講ずるべきか?
- 一方で、地域によっては、**多様な需要を束ねても、既存ハードの持続に必要となる需要 量を確保することが困難な場合もある**のではないか?そうした地域において、「場」の提供 以外の**代替手段を提供する取組**※2に対し、どのような施策を講ずるべきか?
 - ※2:例えば、物販機能であれば、広域的に需要量を確保し、移動販売等によりサービスを提供するような事業者(=アナログ・アグリゲーター)。
- ・ 以上のような取組については、地域の実情に応じた地域内外の様々なプレーヤーの連携が不可欠。そのためには、地域の実情に精通する地方公共団体が、様々なプレーヤーを結びつけるファシリテーターとしての役割を担うことが重要ではないか?

32

【論点】スマート技術の地域での実装

- 住民へのサービス提供という地域にとって必要な機能には、地域の特定の組織・機関だけが、場所を限定して提供できる機能もあれば、それら以外の者が、特定の場に限らず提供できる機能もある。今後、スマート技術の発展に伴い、組織・機関の場所といった物理的な制約を受けない機能が増加することが見込まれる(例えば、行政分野での情報システムの標準化・共通化、医療分野での遠隔医療、教育分野での遠隔教育、金融分野でのキャッシュレス決済サービス等)。
- 人口減少・少子高齢化が進む中、地域にとって必要な機能について、従来型の組織・機関や特定の場所を前提とした提供スタイルによって維持し続けるか、それとも、スマート技術を活用し、様々な組織・機関をネットワークでつなげる者(=デジタル・アグリゲーター)を活用する又は当該者に委ねるのか、地域は選択していくべきではないか?
- 上記のような選択に際し、国は、地域が適切に選択できる環境整備を行うべきではないか?例えば、地域の選択を支援する施策(例えば、診断・評価※3、基準の策定・提供)やデジタル・アグリゲーターが地域に受け入れられるための後押しが考えられるのではないか?
 - ※3:診断・評価は、経済性にのみ着目するのではなく、社会性にも着目(社会的意義を定量化し)、それらを 合わせて総合的に診断・評価することが考えられる。

【論点】地域の人々の持続的発展(担い手/資金)

- 既存ハードの利活用最適化、スマート技術の地域での実装等に関し、地域が適切な選択を行い、着実な取組を行っていくためには、地域において、ハード、スマート技術・情報 (データ)を適切かつ効率的に活用できる「担い手」が必要ではないか?「担い手」のうち、「人材」については、域内人材と域外人材が連携して、相互に補完しながら能力を最大限発揮できる環境を整えるべきではないか?
- 「担い手」は、アグリゲーターと地域住民とをつなぐインターフェースの役割を担う存在であり、また、地域の多様な需要に応える(必要な機能を集約する)役割も担う。そうした役割の「担い手」に対して、どのような支援を講ずるべきか?
- 地域の取組の持続性を確保するためには、資金を安定的に確保することが必要。地域住民の寄付や出資、地域金融機関による投融資、域外からのESG投資等、様々な資金確保の方法が考えられる。資金提供者の理解・共感を得て資金の供給を受け、また、それらの者への将来的なリターンを確保するためには、どのような取組が必要か?
- 上記のような役割の「担い手」の取組に関し、経済性のみに着目するのではなく、社会性にも着目(社会的意義を定量化)し、それらを合わせて総合的に診断・評価する仕組みを構築すれば、域外を含めた様々な者からの資金供給も期待できるのではないか?